

4. 労働時間・休日に関するルール

4-1 所定労働時間

所定労働時間は、日曜日を起算日とした1週間において40時間、1日8時間とします。
また、労働時間とは実際に働いている時間をいい、所定労働時間中であっても、タバコを吸っている時間など、本人が任意に業務から離れた時間は含まれません。

4-2 始業・終業時刻

ア、社員の始業及び終業の時刻は、次の通りとします。ただし、会社は、業務の都合により始業及び終業の時刻を変更することができます。

始業 9時00分 終業 18時00分

イ、上記アに係わらず、1ヶ月単位の変形労働時間制を採用した場合は、以下の時間の組み合わせたシフト表により、毎月1日を起算日として、変形労働時間制の期間内を平均して1週間40時間以内とします。なお、具体的な労働日と労働日ごとの所定労働時間は、シフト開始日の15日前までに決定するものとします。

- ・ 始業時刻 9時00分 終業時刻 18時00分
- ・ 始業時刻 10時00分 終業時刻 18時00分
- ・ 始業時刻 8時00分 終業時刻 18時00分

ウ、事業場外で労働した場合や、出張時等により会社で労働時間の正確な算定をすることが困難な場合は、実労働時間に係わらず所定労働時間労働したものとみなします。

4-3 休憩時間

ア、社員の休憩時間は、12時00分から13時00分までとします。ただし、会社は、業務の都合により休憩時間を変更することができます。

イ、上記アに係わらず、社員の代表者と協定を結んだ場合は、休憩時間の取り方は、協定で定めた内容の通りとします。

4-4 育児時間

ア、1歳未満の子を育てる女性が、あらかじめ申し出た場合、就業時間中の所定の休憩時間のほかに1日2回、1回につき各30分の育児時間を、取得することができます。

イ、上記アの育児時間は、無給とします。

4-5 母性保護のための時間

妊娠中の女性社員は、次の時間に対して、労働の免除を請求することができます。ただし、